明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○離島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件（総務・農林水産・国土交通四）　一
○山村振興法に基づく産業振興施策促進事項について同意した件（同五）　二
○不正取得された無効旅券の告示（外務二三一）　二
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一五三二）　四
○保安林の指定をする件（同一五三三～一五五一）　四
○商品先物取引法第百五十六条第二項の規定に基づき、株式会社東京商品取引所から上場商品の範囲の変更に係る業務規程の変更の認可の申請書の提出があった件（農林水産・経済産業三）　七
○平成二十九規制年度における特定物質の生産量及び消費量並びに輸入量及び輸出量の算定値の実績を告示する件（経済産業一三四）　八
○海上における射撃訓練等を実施する件（防衛一五〇、一五一）　八
○海上における射撃訓練を実施する件（同一五二～一五七）　八
○道路に関する件（近畿地方整備局一一六）　九
○都市計画に関する件（同一一七）　九

〔国会事項〕

内閣　貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　一〇

〔人事異動〕

内閣府　復興庁　法務省　農林水産省　環境省　公調委平成二十九年（フ）第一号・同第三号山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件の審理（公害等調整委員会公示三）　一〇

〔皇室事項〕

登録小型船教習所の登録に関する公示（中部運輸局）　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項　国土調査法による地図及び簿冊の作成公告（国土交通省）　一〇

〔公　告〕

諸事項　官庁　財団、国営土地改良事業の工事完了、大井口土地改良区役員の就任、直轄災害復旧事業の完了関係　二
裁判所　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　二
特殊法人等　警察共済組合定款の一部変更関係　三
会社その他

告示

○総務省・農林水産省・国土交通省告示第四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第十六項及び第二十八条の九第十七項の規定に基づき、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区を次のように定めたので、同令第六条の三第二十三項及び第二十八条の九第二十五項の規定により告示する。

平成三十年七月五日

総務大臣　野田　聖子
農林水産大臣　齋藤　健
国土交通大臣　石井　啓一

租税特別措置法施行令第六条の三第十六項及び第二十八条の九第十七項の規定に基づき、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（以下次の表において「計画」という。）のうち産業の振興に資する計画の基準として関係大臣（総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣をいう。以下同じ。）が定める基準を満たすものに係る地区として関係大臣が指定する地区は、次に掲げる地区とする。

離島振興対策実施地域の名称	地区	計画を策定した者	計画の期間
家島群島	兵庫県姫路市　男鹿島、家島、坊勢島及び西島	姫路市長	平成三十年六月一日から平成三十五年三月三十一日まで
筑前諸島	福岡県宗像市　地島及び大島	宗像市長	平成三十年六月一日から平成三十五年三月三十一日まで
姫島	大分県東国東郡姫島村　姫島	姫島村長	平成三十年六月一日から平成三十五年三月三十一日まで

○総務省・農林水産省・国土交通省告示第五号

山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第八条第十一項の規定に基づき、産業振興施策促進事項について次のとおり同意したので、同条第十三項の規定に基づき公示する。

平成三十年七月五日

総務大臣　野田　聖子
農林水産大臣　齋藤　健
国土交通大臣　石井　啓一

産業振興施策促進区域	産業振興施策促進事項を記載しようとする山村振興計画の作成主体の名称	産業振興施策促進事項について同意した日
宮城県伊具郡丸森町の区域の一部（旧丸森町、旧大内村及び旧筆甫村）	丸森町	平成三十年三月二十七日
三重県いなべ市の区域の一部（旧十社村及び旧立田村）	いなべ市	平成三十年三月二十七日